

事 務 連 絡
平成 24 年 6 月 12 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

医療関係職種の籍又は名簿の訂正申請に課される登録免許税の課税標準である登録件数の取扱いの見直しについて（周知依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添 1 写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛「医療関係職種の籍又は名簿の訂正申請に課される登録免許税の課税標準である登録件数の取扱いについて」（平成 24 年 6 月 12 日付医政医発 0612 第 1 号、医政歯発 0612 第 1 号、医政看発 0612 第 1 号、薬食総発 0612 第 1 号医政局医事課長、医政局歯科保健課長、医政局看護課長、医薬食品局総務課長連名通知）を发出いたしました。

併せて、別添 2 周知用のリーフレットを送付いたしますので、貴職におかれましては、貴団体ホームページに掲載するなど、薬剤師の方々への周知にご協力下さいますようお願いいたします。

通知及びリーフレットは厚生労働省のホームページにも掲載する予定であることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省医薬食品局総務課
試験免許係

TEL03-5253-1111（内 2715）

FAX 03-3503-1760